

## 5 出願

### (1) 出願期間

令和2年3月18日（水）から3月19日（木）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切目を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

### (2) 入学願書の提出

第二次入学者選抜の出願は、1人1校1学科に限る。

### (3) 出願手続等

ア 第二次入学者選抜を受検する入学志願者は、**入学願書（第二次入学者選抜用）**（志願先高等学校が様式18に基づき作成したもの。以下「第二次入学者選抜入学願書」という。）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長へ提出しなければならない。

イ アの第二次入学者選抜入学願書には、〔2〕2(4)イ(㉞)に規定する入学検定料分の収入証紙を貼付しなければならない。

ウ 第二次入学者選抜を受検する入学志願者で、3(1)ア(イ)又は(ウ)に該当する場合、その具体的内容を記載した意見書（任意の様式）を、アの第二次入学者選抜入学願書に添えて提出するものとする。

エ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の入学者志願者については、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、〔2〕2(4)ウ注意書きの例による。

### (4) 第二次入学者選抜入学願書の提出

ア 出身中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

(㉞) **第二次入学者選抜入学願書**（(3)アで提出を受けたもの）

(イ) **第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）

(ウ) **調査書**（様式4）

(㉞) **成績一覧表**（様式5-1及び5-2）

※ (㉞)について、県外からの入学者志願者及び過年度卒業の入学者志願者については、その提出を省略することができる。

イ ア(ウ)及び(㉞)については、〔2〕8に基づき作成するものとする。ただし、様式5-2については、第二次入学者選抜を受検する当該生徒の志願先高等学校欄に、第一次入学者選抜の出願先高等学校名を記入した上で二重線を引いて抹消し、第二次入学者選抜の志願先高等学校名を朱書きするものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、第二次入学者選抜入学願書等の提出と併せて、その旨を志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、当該中学校が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立楠隼中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、**第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）を出願期間内に提出するものとする。

### (5) 第二次選抜入学願書の受付及び報告

ア 高等学校長は、第二次選抜入学願書の提出があった場合、〔2〕2(6)アの例により受付を行うものとする。

イ 高等学校長は、第二次選抜入学願書を受け付けた場合は、**第二次入学者選抜受検票**を入学者志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、自校の第二次入学者選拔出願者数を別途指定する方法により**令和2年3月19日（木）午後1時まで**に県教育庁高校教育課長に報告するものとする。